

# 湖西市週休2日推進工事実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、湖西市が発注する建設工事において、週休2日を推進する工事（以下「週休2日推進工事」という。）の実施にあたり、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 週休2日推進工事の対象は、湖西市が発注する予定価格200万円以上の工事を対象とする。ただし、以下に該当する工事は対象外とする。

- (1) 災害復旧工事等、緊急を要する工事。
- (2) 施工に必要な実日数が1週間程度等、対象工事に適さないと判断する工事。

なお、(2)により対象外として発注した工事については、契約後、現場着手までに受発注者間協議を行い、必要に応じて対象とすることができる。

(用語の定義)

第3条 この要領において用いる用語は次のとおりとする。

(1) 週休2日

対象期間において、4週8休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。

(2) 対象期間

工期のうち、準備期間と後片付け期間を除く期間をいう。ただし、年末年始休暇（6日間）、夏季休暇（3日間）、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている期間は含まない。

(3) 現場閉所

対象期間において、現場事務所での事務作業を含め1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。なお、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除く。

(4) 現場休息

分離発注工事（一つの工事現場で概ね同期間に施工される関連工事がある工事。以下同じ。）の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場作業がない状態をいう。

(5) 現場閉所（現場休息）率

対象期間における現場閉所（現場休息）日数の割合（現場閉所（現場休息）日数／対象期間日数）で算定する。現場閉所（現場休息）率が28.5%以上の場合を4週

8 休以上、25%以上28.5%未満を 4 週 7 休以上 4 週 8 休未満、21.4%以上25%未満を 4 週 6 休以上 4 週 7 休未満とする。

(6) 月単位の週休 2 日

対象期間の全ての月において、週休 2 日の状態をいう。

ただし、暦上の土曜日、日曜日の日数の割合が28.5%に満たない月においては、当該月の土曜日、日曜日の合計日数以上の現場閉所（現場休息）を行っている状態をいう。

(7) 通期の週休 2 日

対象期間の現場閉所（現場休息）率が28.5%以上の状態をいう。

（発注）

第 4 条 発注者指定型により発注する。

(1) 発注者指定型

湖西市週休 2 日推進工事特記仕様書（発注者指定型）（別紙 1 を参考とする）を添付し、月単位の 4 週 8 休以上の達成を前提とした補正係数により費用を計上し発注する。

（実施方法）

第 5 条 週休 2 日推進工事の実施方法は次のとおりとする。

(1) 受注者は、現場着手日までに現場閉所（現場休息）計画表（別紙 2 を参考とする。）を監督員に提出し、これに基づき施工を行う。なお、受注者の責めに帰すことができない理由により実施が困難な場合には、対象期間開始前に受発注者間協議を行うこととする。

(2) 受注者は、計画に変更が生じた場合には、その都度変更の現場閉所（現場休息）計画表を監督員に提出する。

(3) 監督員は、受注者に工事記録簿等の資料を求め、現場閉所（現場休息）率について確認を行う。なお、規定の現場閉所（現場休息）を行ったと認められない場合には、現場閉所（現場休息）率に応じた費用計上による変更契約を行うものとする。

(4) 上記取組実施内容については、入札公告等で提示する特記仕様書に明記する。  
（費用の計上）

第 6 条 静岡県が定める「週休 2 日推進工事積算要領」「週休 2 日推進工事（建築工事）積算要領」に基づき、費用の計上を行うものとする。

（工事成績における評価）

第 7 条 工事成績評定の対象となる工事にあつては、現場閉所（現場休息）率に応じて以下のとおり「創意工夫」項目で加点を行うものとする。

(1) 月単位の週休2日の場合は、2点を加点する。

(2) 通期の週休2日の場合は、1点を加点する。

(達成証明)

第8条 本要領を適用した工事において、規定の現場閉所（現場休息）が確認された場合は、その達成状況を工事検査結果通知書により発注者から受注者に通知する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。